

## HACCPオンラインセミナー

日本食品安全検証機構 農場から食卓まで

NPO法人日本食品安全検証機構（茶菌明理事長―東京都文京区、略称・JVO）は3月19日に「農場から食卓までのHACCPオンラインセミナー」を開いた。

冒頭あいさつした遠藤洋一理事長代行は、多数の参加者と後援した畜産4団体（日本卵業協会、日本食鳥協会、日本養豚協会、日本養鶏協会）に謝意を表し、「畜産農場と畜産食品にかかわる家畜伝染病予防法、食品衛生法が改正されたのを機に、今回のセミナーを企画した。家畜伝染病予防法と食品衛生法はどちらも微生物に対する手順・対策である。食中毒菌の病原性大腸菌O157、サルモネラ属菌などに加えて口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚熱などのウイルス感染症が、今日の畜産業界に大きな脅威を与えている。人類を狙い撃ちにしている新型コロナウイルス感染症も基本的には同じである。

農場現場と食品製造施設では、これらの法律と基準に適合した衛生管理計画書を策定し、日常的に実行・管理しなければならぬ。飼養衛生管理者と衛生管理責任者がそれぞれを管理する。今回提供していただく情報をそれぞれの現場の衛生管理に応用していただき、安全性の高い畜産物の生産につなげていただきたい」などと述べた。

セミナーでは、農林水産省消費・安全局動物衛生課の古庄宏忠課長補佐が「令和2年度家畜伝染病予防法改正及び飼養衛生管理基準について」、JVOの古谷陽子常務理事が「食品安全基本法を見据えたHACCP制度化と飼養衛生管理基準」と題して講演した。

古庄課長補佐は、飼養衛生管理基準の役割として、経営の継続性の確保（重大疾病の発生防止、生産性の向上）と産業の維持・発展（病原体の拡大防止）を挙げ、「家畜の

所有者は飼養衛生管理基準を順守する義務があり、違反時には罰則や殺処分手当金の減額などがある一方、順守していると殺処分手当金は全額補償され、互助事業や共済などでも支援している」と述べた。

家畜伝染病予防法の改正に伴う飼養衛生管理の強化（原則令和2年7月施行）については、①飼養衛生管理にかかわる責任者の新設②飼養衛生管理指導等指針（国）、飼養衛生管理指導等計画（都道府県）の新設（令和3年4月施行）③都道府県知事が飼養衛生管理基準の順守について、指導・助言を経ずに緊急に勧告・命令できるよう措置④罰則の強化（命令に従わない場合、罰則30万円を100万円に引き上げ）――などを挙げた。

飼養衛生管理基準の「I 家畜防疫に関する基本的事項」では衛生管理区域の設定、飼養衛生管理マニュアルの作成、獣医師等の健康管理指導

「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」では衛生管理区域専用の衣服・靴、区域立ち入り時

の手指・車両の消毒、野生動物の侵入防止、「Ⅲ 衛生管理区域内における汚染拡大防止」では区域内の整理整頓・ネズミ駆除、施設・器具・器材の洗浄・消毒、畜舎立ち入り時の手指消毒・着替え、

「Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」では区域外出時の手指・車両の消毒、家畜の健康観察（出荷、移動時等）、特定症状発見時の早期通報などが規定されているとし、理解を促すためのツール（飼養衛生管理基準に関するガイドブック、飼養衛生管理基準、飼養衛生管理マニュアル例、定期報告書の様式、飼養衛生管理基準順守指導の手引き）を農水省のホームページに掲載している

と紹介した。

農場管理の要点としては、①できるだけ単純化し、労務負担がなく、判断が必要ない取り組みを提案する②取り組みを「見える化」し、写真や絵を使って手順を掲示する③PDCA（計画、実行、評価、改善）を実践する――を挙げ、飼養衛生管理マニュアルの作成は、豚では今年4月1日、牛・

馬・鶏では来年2月1日に施行されると説明した。

古谷常務理事は「食に安全を取り巻く情勢が大きく変化の中で、HACCPは衛生管理のパスポートと言っても過言ではない」とコメント。

畜産農場由来の危害コントロールとワンパッケージHACCPについては「HACCPの制度化が今年6月に完全施行される食品工場（と畜場、食鳥処理場など）では、畜産農場から原料を受け入れる際のチェックに加えて、これからは畜産農場の規格書（サルモネラ対策、薬剤管理体制、飼料給与体系など）を食品工場に伝えていく必要があるのではないか。

畜産農場では、農場段階にある危害要因（サルモネラ、カンピロバクター、異物混入、薬剤残留など）を把握し、いつ、何が起きても、きちんと証明できる体制をとっておく。危害要因をゼロにはできないが、低減・除去することはできる。食品工場だけのHACCPではなく、畜産農場とつなげるHACCPを考え、ていく必要がある。

衛生管理を「見える化」するために、食品工場では食品衛生法に基づき衛生管理計画を、畜産農場では家畜伝染病予防法に基づき飼養衛生管理マニュアルを作らなければならない。飼養衛生管理マニュアルの中に『畜産農場由来の危害コントロール』を入れていくと、衛生管理計画と飼養衛生管理マニュアルがつながり、ワンパッケージHACCPになる」などと説明した。

飼養衛生管理マニュアルを作成するポイントとしては、①衛生管理区域を明確にするために正確な平面図を用意する（グループマップなどの使用も有効）②現場がみえる写真を集める③現場では誰にでも分かるように工夫する（色分け、ライン引きなど）――を挙げたほか、マニュアルに記載する項目ごとのポイントも紹介し、「飼養衛生管理マニュアルや記録類の事例については、JVO事務局（メール＝haccp-2014@haccp-jvo.com）に問い合わせしてほしい」などと述べた。（鶏鳴新聞令和3年4月15日号掲載）